埼政連活動
《臨時速報》
【会員配布限定】

令和６年度　第１号
令和６年９月20日発行

発行所
埼玉県宅建政治連盟
さいたま市浦和区東高砂町６-15埼玉県宅建会館内

埼政連要望活動により
「空き家等に係る媒介報酬規制の見直し」が実現!!

埼玉県宅建政治連盟は（公社）埼玉県宅地建物取引業協会と共に公明党埼玉本部が令和５年６月30日に国土交通省所管の業界団体を招いて開催した「公明党政経懇話会」において、媒介報酬改正の要望書を提出いたしました。

元国土交通大臣の石井啓一衆議院議員は**国土交通行政への深い見識に基づき**空き家特措法改正の実効性を上げるため、**宅建業者が積極的に関与できるよう媒介報酬額の見直しについて**、埼政連の要望を踏まえ**関係各所に働きかけていただきました**。

石井啓一衆議院議員は令和６年７月からの媒介報酬規制の見直しに際して、宅建業者の職業能力と創造性を活かした積極的な空き家流通・解消へと取り組まれることを期待し下記のようなコメントをお寄せくださりましたのでご紹介いたします。

宅建業における媒介報酬改正へのコメント

媒介報酬規制の見直しについては、昨年12月の空き家特措法の改正が大きく寄与しました。公明党として、また私としても、空き家特措法の改正に全力で取り組みました。

法改正により、特定空き家になる前段階での活用拡大や未然防止が強化され、空き家の流通促進の仕組みができましたが、報酬額に上限が設定されていたことから、物件価格が低い場合、赤字になることもあるなど、ビジネス上の課題が残りました。

そういったビジネス上の課題への対応のため、**埼玉県宅建政治連盟は媒介報酬改正を主張し、地域事情に精通した宅建業者の専門性に基づく建設的な空き家解消を熱心に説かれました。**

要望を受けた私たち**公明党所属の国会議員は関係各所への働き掛け**に取り組み、**令和６年７月より媒介報酬額が見直されることとなりました**。

昨年の法改正と、今回の媒介報酬規制見直しにより、空き家の流通促進が期待されるところであり、その担い手として宅建業の皆様には、是非、積極的な空き家流通・解消へと取り組まれることをお願いしたいと思います。

公明党幹事長
衆議院議員　石井啓一